

山形県名誉県民条例

平成5年3月26日
山形県条例第3号

山形県名誉県民条例をここに公布する。

山形県名誉県民条例

(目的)

第1条 この条例は、県の発展に卓越した功績があり、県民が誇りとしてひとしく敬愛する者に対し、山形県名誉県民の称号を贈り、その功績を顕彰することを目的とする。

(名誉県民の称号)

第2条 山形県名誉県民の称号は、原則として、県内に居住し、又は居住していた者で、地方自治の振興、経済の発展、学術文化の振興その他県民の福祉の増進に広く貢献したものに贈るものとする。

(選定)

第3条 前条の称号を贈られる者は、知事が議会の同意を得て選定する。

(顕彰)

第4条 知事は、第2条の規定により山形県名誉県民の称号を贈られた者(以下「名誉県民」という。)に、山形県名誉県民称号記及び記念品を贈る。

2 名誉県民の事績は、県の公報に登載し、顕彰する。

(礼遇)

第5条 名誉県民に対しては、規則で定めるところにより、礼遇をすることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。